

# 第1回 国と地方のシステムWG 御説明資料

(コンパクト・プラス・ネットワークの形成等  
による地域・都市の活性化関係)

平成29年2月24日  
総務省提出資料

# 公共施設等の適正管理の推進

## 背景・趣旨

公共施設等の老朽化対策が課題となる中で、財政負担の軽減・平準化に向けた集約化・複合化と併せて長寿命化等の推進が必要となっていること、コンパクトシティ形成に向けて省庁横断的な対応が求められていること、熊本地震の被害状況を踏まえ庁舎機能の確保等の必要性が高まっていること等を踏まえ、公共施設等の適正管理の取組を積極的に推進。

## 概要

公共施設等の集約化・複合化、老朽化対策等を推進し、その適正配置を図るため、現行の公共施設等最適化事業費について、長寿命化対策、コンパクトシティの推進（立地適正化）及び熊本地震の被害状況を踏まえた庁舎機能の確保（市町村役場機能緊急保全）を追加するなど内容を拡充し、新たに「公共施設等適正管理推進事業費」として計上。

平成28年度 公共施設等最適化事業費（2,000億円）  
（対象事業）①集約化・複合化事業、②転用事業、③除却事業



平成29年度 公共施設等適正管理推進事業費（3,500億円）

（対象事業）

①集約化・複合化事業、②転用事業、③除却事業

④長寿命化事業

【公共用建物】施設の使用年数を法定耐用年数を超えて延伸させる事業

【社会基盤施設（道路・農業水利施設）】所管省庁が示すインフラ長寿命化計画等を踏まえ実施される事業

⑤立地適正化事業 コンパクトシティの形成に向けた長期的なまちづくりの視点に基づく事業

⑥市町村役場機能緊急保全事業 昭和56年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村の本庁舎の建替え事業等  
（事業期間）平成29年度～平成33年度（5年間）

※市町村役場機能緊急保全事業は緊急防災・減災事業の期間と合わせ、平成29年度～平成32年度（4年間）

# コンパクトシティの推進に係る新たな地方財政措置について

## 基本的な考え方

- 人口減少を迎える中であっても、地域社会の活力と魅力を維持・向上させるためには、コンパクトシティの形成によって人の居住や生活サービス施設を集約化し、持続可能な都市構造を実現する取組が重要。
  - 平成26年8月の都市再生特別措置法の改正による立地適正化計画の制度創設から2年以上が経過し、今年度中におよそ100団体が計画を作成・公表予定であり、平成29年度以降、地方団体の取組は政策実行段階に移行。
- ⇒ コンパクトシティ形成に資する事業について、省庁横断的な支援の重点化に取り組む。

経済財政運営と改革の基本方針2016(平成28年6月2日閣議決定)(抄)

第3章 経済・財政一体改革の推進

5. 主要分野ごとの改革の取組

(2) 社会資本整備等

② コンパクト・プラス・ネットワークの推進

平成32年までに全国150の地方公共団体における「立地適正化計画」の策定を達成するとともに、その確実な実現を図ることが重要である。(中略)  
また、地域の発意による先進事例の横展開を図るとともに、関係府省庁が横断的に計画の策定と計画内容の実現を強力に支援する。

## 地方財政措置

- コンパクトシティの推進を図る観点から、国庫補助事業の支援の重点化を踏まえつつ、地域の実情に応じた取組を支援するため、新たに地方財政措置を講じる。

【対象事業】 立地適正化計画に基づく事業であって、国庫補助事業(\*)を補完し、又は一体となって実施される地方単独事業

(事業例) 国庫補助事業に伴って実施する継ぎ足し単独事業

国庫補助事業の要件を一部満たさない事業

- ・ 事業規模(事業費1億円以上)を満たさない事業
- ・ DID要件を満たさない市町村における事業 等

(\*) コンパクトシティの推進に特に資するよう、立地適正化計画に定められた都市機能誘導区域内又は居住誘導区域内で実施することが補助率嵩上げ等の要件とされている国庫補助事業に限定

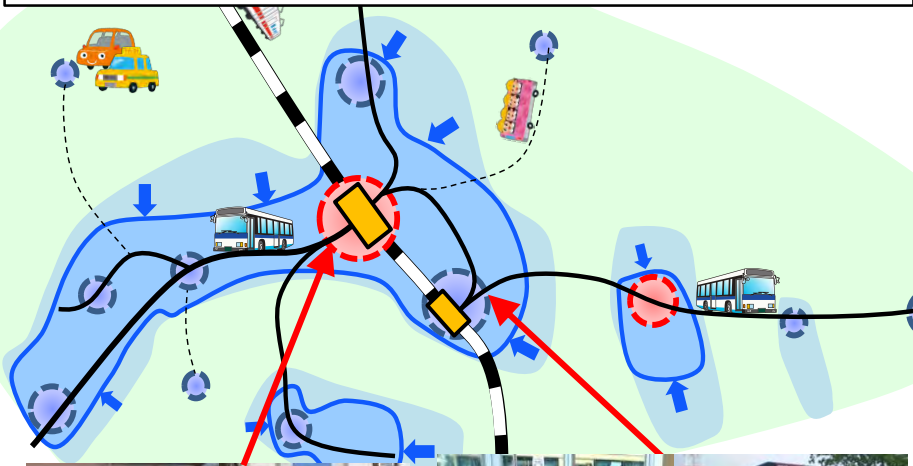
【措置内容】 地方債充当率：90% 交付税算入率：30% 【措置期間】 平成29年度から平成33年度まで(5年間)

# 新たな地方財政措置の活用イメージ

- ◎ 国庫補助事業においては全国で統一した要件を設けることを基本とするため、コンパクトシティ形成に向けた取組の方向性は国庫補助事業と同じであっても、補助対象から外れるケースがある。  
⇒ 国庫補助事業を補完する地方単独事業を支援することにより、地域の実情に応じた取組を推進

## 【具体例①：都市・地域交通戦略推進事業の補完】

- A市は、交通政策と連携したコンパクトなまちづくりを推進するため、高齢者等の公共交通の利用促進に向けてバス待合施設や駅周辺の自由通路等のエレベーターの整備を計画。  
→ 国庫補助要件(事業費1億円以上)を満たさないため、地方単独で事業実施。



・自由通路等エレベーターやエスカレーターを整備し、バリアフリー化



・交通結節点において、民間施設と一体となった待合施設や屋根付きのバス停等を整備

⇒ 高齢者等の公共交通利用の容易性を高め、コンパクトな暮らしに貢献

## 【具体例②：都市再構築戦略事業の補完】

- B市は、郊外の老朽化した図書館について、市民の利便性向上を図るため、拠点となる駅前への移転を計画。  
→ 小規模な1市1町が合併した経緯から、国庫補助要件である「人口集中地区」を有しないため、地方単独で事業実施。

